

○宇城市一般競争入札実施要領〔契約管財課〕

令和6年3月29日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要領は、宇城市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）における一般競争入札の実施に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 一般競争入札の対象となる工事等は、宇城市が発注する工事等のうち、1件当たりの予定価格が1,000万円以上のものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。

- (1) 災害等の緊急を要する工事等
- (2) 関連及び付帯工事等
- (3) 特殊な事情がある工事等

(入札手続の種類)

第3条 入札手続は、入札前に一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法（以下「事前審査型」という。）のほか、入札において予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格を提示した者（最低制限価格を設けた案件にあつては、最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者を除く。以下「落札候補者」という。）について、開札後に競争入札参加資格の確認を行い、競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法（以下「事後審査型」という。）によるものとする。

2 前条に規定する対象工事等のうち、建設工事共同企業体であることを競争入札参加資格として設定する場合など入札前に競争入札参加資格を確認する必要があると認められる場合には事前審査型によることとし、それ以外のものにあつては原則事後審査型により入札手続を行うものとする。

(競争入札参加資格)

第4条 一般競争入札を行う場合の競争入札参加資格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 宇城市に対し、対象工事等に係る業種種別について、宇城市競争入札心得（平成17年宇城市告示第24号。以下「心得」という。）第3条に規定する入札参加資格審査申請書を提出し、有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 宇城市暴力団排除条例（平成23年宇城市条例第17号）第10条の規定に該当しないこと。
 - (5) 建設工事にあつては、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (6) 他の入札参加者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (7) 競争参加資格確認申請書及びその他の必要書類（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号。以下「市指名停止処分要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (8) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (9) 宇城市税の滞納がないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、業種、工事等の内容、発注金額等に応じ、必要と認められる場合は、次に定める事項についても競争入札参加資格として定めることができる。
- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
 - (2) 対象工事に係る工事種別について建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の受審に関する事項
 - (3) 本店又は営業所等の所在地
 - (4) 対象工事に係る工事種別について宇城市建設工事入札参加者資格審査格付規程（平成17年宇城市告示第19号）第5条に規定する格付に関する事項
 - (5) 経営事項審査における総合評定値に関する事項
 - (6) 対象工事等に係る年間平均完成工事（業務）高に関する事項
 - (7) 当該工事等と同種又は類似の施工（業務）実績に関する事項
 - (8) 当該工事等に配置予定の技術者の資格、同種又は類似の施工（業務）経験等に関する事項
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 3 前項各号に掲げる事項についての可否及び内容の決定に当たっては、対象工事等ごとに宇城市入札指名等審査会設置規則（平成17年宇城市告示第54号）第1条に定める宇城市入札指名等審査会（以下「審査会」という。）の審議を経なければならない。ただし、既に審議を経た事項と同一の事項を競争入札参加資格とする対象工事等については、この限りでない。また、特殊又は高度な技術力と密接に関連しないと認められる事項についての可否及びその内容の決定については、業種、工事等の内容、発注金額等の型に応じて、あらかじめ一括して審査会に諮ることができる。

（手続き開始及び入札の公告）

第5条 市長は、対象工事等を一般競争入札に付そうとする場合においては、宇城市

契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）第4条に規定する事項を踏まえ、次に掲げる事項を含む公告を行い、併せてインターネットに掲載するものとする。ただし、同条に規定する事項を除き、共通事項書によりインターネットに掲載する事項については、公告において省略することができる。

- (1) 工事等の概要
 - (2) 事前審査型又は事後審査型の別
 - (3) 競争入札参加資格
 - (4) 担当部署
 - (5) 入札説明書の交付の期間、場所及び方法
 - (6) 申請書等の提出の期間、場所及び方法
 - (7) 現場説明会の日時及び場所（現場説明会を行う場合に限る。）
 - (8) 競争参加資格の有無の確認に関する事項
 - (9) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関する事項
 - (10) 設計図書の閲覧等に関する事項
 - (11) 入札説明書及び設計図書に関する質問に関する事項
 - (12) 工事（業務）費内訳書の提出に関する事項
 - (13) 入札方法、開札及び落札者の決定に関する事項
 - (14) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (15) 入札の無効に関する事項
 - (16) 市議会の議決に付すべき契約については、その契約に関する事項
 - (17) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項に掲げるもののほか、公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- (1) 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないこと。
 - (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - (3) 提出された申請書等は、返却しないこと。
 - (4) 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - (5) 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めないこと。ただし、事前審査方式による場合にあっては、これに加えて、審査上必要があると認めるときは、提出者に申請書等を補完する挙証資料を提出させることがあること。また、事後審査方式による場合にあっては、これに加えて、開札後落札候補者について競争入札参加資格を満たしているか確認するため申請書等を補完する挙証資料を提出させることがあること。
 - (6) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、市指名停止処分要綱に基づく指名停止その他の措置を

行うことがあること。

- (7) 落札者の決定後、契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しないこと。この場合において、落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わないこと。

ア 落札者決定後に市指名停止処分要綱に基づく指名停止を受けたとき。

イ 前条第1項及び第2項に規定する競争入札参加資格を満たさなくなったとき。

ウ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

- (8) 市議会の議決に付すべき契約については、落札者の決定後、市議会の議決を経た後に正式契約するときまでの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、仮契約を締結する前にあつては仮契約を締結せず、仮契約を締結した後にあつては仮契約を解除すること。これらの場合において、落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わないこと。

ア 落札者決定後に市指名停止処分要綱に基づく指名停止を受けたとき。

イ 前条第1項及び第2項に規定する競争入札参加資格を満たさなくなったとき。

ウ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

- (9) 競争入札参加資格があると認められた場合は、それ以降における配置予定の技術者の変更は、原則としてできないこと。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において入札公告の競争入札参加資格において付した技術者の条件を満たす者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り変更することができるものとする。

- (10) 入札に参加する者が1者である場合は、次に掲げるとおりとする。

ア 再度公告して申請書等の提出期限を延長すること。この場合において、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は工期（履行期間）の変更を行うことがあること（入札に参加する者が1者である場合において再度公告して申請書等の提出期限を延長する場合に限る。）。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行すること（入札に参加する者が1者であっても入札を執行する場合に限る。）。

ウ 入札に参加する者が1者である場合は、入札の執行を中止すること（入札に参加する者が1者である場合において入札の執行を中止する場合に限る。）。

- 3 公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

（共通事項書の交付）

第6条 前条に掲げる事項、申請書等の作成要領、作成上の留意事項等を記載した共通事項書を公告日から申請書等提出期限まで交付するとともに、インターネットに掲載するものとする。

- 2 共通事項書は別に定めるものとする。

（申請書等の提出）

第7条 市長は、一般競争入札に参加する者の競争入札参加資格を確認するため、参加希望者又は落札候補者から申請書等の提出を求めるものとする。

(設計図書の閲覧)

第8条 図面、仕様書等の設計図書は、公告後速やかに閲覧を開始することとし、入札書提出期限日まで閲覧に供するものとする。

(競争入札参加資格の確認)

第9条 市長は、事前審査型による場合にあっては、申請書等の提出期限日をもって申請書等の審査を行い、申請書等の提出者の競争入札参加資格の有無について、審査会の議を経て、確認を行うものとする。

2 市長は、前項及び第3項の規定により競争入札参加資格の有無について確認した場合は、その結果を競争参加資格確認通知書により、申請書等を提出した者に対して通知するものとする。

3 市長は、事後審査型による場合にあっては、開札後に申請書等の提出期限日をもって申請書等の審査を行い、競争入札参加資格の有無について審査会の議を経て、確認を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は審査会の議を経らずに確認を行うことができるものとする。

(1) 予定価格が5,000万円未満の工事等

(2) 第4条第2項第7号及び第8号の事項について競争入札参加資格を付していない工事等

(3) その他市長が認める工事等

(競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明等)

第10条 市長は、申請書等を提出した者のうち当該工事等について競争入札参加資格がないと認めた者に対して、前条第2項に規定する競争参加資格確認通知書においてその理由を付すとともに、所定の期限内に競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明らかにするものとする。

2 競争入札参加資格がないと認められた者は、前条第2項の通知をした日の翌日から起算して所定の期限(宇城市の休日を定める条例(平成17年宇城市条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)内に、市長に対して、書面により競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して所定の期限(休日を除く。)内に書面により回答するものとする。

4 第2項及び第3項に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。

5 市長は、第3項の規定による回答の内容を審査会に報告するものとする。

6 市長は、説明を求めた者に競争入札参加資格があると認める場合においては、前条第3項に規定する競争参加資格確認通知書を取り消し、第3項の規定による回答

と併せて競争入札参加資格がある旨を通知するものとする。

- 7 市長は、第6項の規定による通知を行う場合においては、審査会の議を経るものとする。
- 8 市長は、事前審査型による場合にあつては、競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者について競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を取り消し、競争入札参加資格がないと認めたことを通知するものとする。この場合において、第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用するものとする。

(入札に参加する者が2者に満たない場合の措置)

第11条 市長は、入札に参加する者が2者に満たない場合は、次のとおり取扱うこととする。

- (1) 事前審査型の場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。
また、入札に参加する者がいない場合で市長が必要と認めるときは、当該案件に係る入札を中止することができるものとする。
- (2) 事後審査型の場合は、入札の執行を中止する。ただし、入札に参加する者が1者であっても、市長が必要と認めるときは入札を執行できるものとする。
- 2 市長は、前項第1号の規定により再度公告して申請書等の提出期限を延長した場合又は入札を中止した場合は、直ちに対象工事等に係る申請書等を提出した者に対して文書によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項第1号の規定により申請書等の提出期限の延長を行うに当たっては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は工期（履行期間）の変更を行うことができるものとする。この場合において、競争入札参加資格の変更を行う場合にあつては、第4条第3項の規定を準用する。
- 4 市長は、第1項第1号の規定により再度公告して申請書等の提出期限を延長した場合においては、第1項、第2項、第3項及びこの項の規定を準用する。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(入札公告等に対する質問)

第12条 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問書の提出があつた場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

- 2 質問書の提出期間は、原則として、入札公告等の交付を開始した日の翌日から入札書提出期限日の前6日までとするものとする。
- 3 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札書提出期限日までとする。

(入札及び開札)

第13条 入札に参加する者（事前審査型による場合にあつては、競争入札参加資格があると認められた者に限る。）は、指定された入札書提出期間内に、入札書及び

入札書に記載される入札金額に対応した工事（業務）費内訳書を提出するものとする。

- 2 市長は、事後審査型による場合にあっては、開札後できるだけ速やかに落札候補者について競争入札参加資格の確認を行い、競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。この場合において、審査上必要があると認めるときは、落札候補者から期限を定めて当該申請書等を補完する挙証資料を提出させるものとする。
- 3 前項による確認の結果、落札候補者に競争入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格を提示した者を落札候補者とする。
- 4 前項の規定に基づき落札候補者となった者については、第2項及び前項の規定を適用する。

（入札の無効）

第14条 心得第9条に掲げるもののほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。この場合において、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて指名停止を受けている者その他の落札決定の時ににおいて競争入札参加資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。